

令和 7 年 9 月 18 日

厚生労働省 ご担当者様

【訪問治療で国民を守る会】

東京都豊島区南池袋 2-30-12 BIT ビル 6F

日本医療介護保険協会

理事長兼会長 林



東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト 3F

一般社団法人日本介護事業連合会

会長 愛知 浩雄



【 陳 情 書 】

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。他でもございますが、はりきゅう及び、あんまマッサージ指圧の療養費及びガイドライン等についての陳情書をご提出いたしますので下記をご参照ください。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【陳情趣旨】

わが国においては、日本国憲法第 25 条に基づき、すべての国民が健康で文化的な生活を営む権利を有し、その実現のために必要な医療を受ける自由と機会が保障されるべきであります。

はりきゅう及びあん摩マッサージ指圧は、非薬物療法として慢性疼痛や運動器疾患等に有効性が認められ、国民の健康保持と生活の質の向上に大きく寄与する医療手段です。

しかし現行の療養費制度やガイドラインは、必ずしも最新の社会環境や臨床実態に即しておらず、国民が適切な施術を受ける機会を制約している現状があります。

よって、国民の権利保障の観点から、はりきゅう及びあん摩マッサージ指圧に関する療養費制度とガイドラインの見直し・整備を求めるものです。

【陳情理由】

日本国憲法第 25 条は、国民に対して「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しており、これには必要な医療を公平に受ける自由と機会が含まれます。現行制度により必要な施術が

受けられない状況は、この趣旨に反する恐れがあります。

高齢化の進展に伴い、変形性関節症などの運動器疾患、さらには脳血管疾患後の麻痺や関節拘縮など、運動機能障害を抱える国民が急増しています。薬物療法だけでは対応が困難な症例も多く、非薬物療法の役割は今後ますます重要となります。

2024年10月に療養費の支給要件や運用が変わったことで、患者や施術者が混乱しています。現行制度においては、老人ホーム等の施設において複数の施術者が施術を行った場合であっても、施術実績が「1 施術者単位」ではなく「1 治療院単位」で算定される仕組みとなっております。その結果、施術単価が引き下げられ、各施術者の労働が正当に評価されない状況が生じております。

これは、施術者を一人の労働者として認め、その労働の対価を適切に保障するという憲法及び労働法の趣旨に照らしても不合理であり、また施術者の待遇悪化を招き、ひいては国民への安定的かつ質の高い施術提供を阻害する要因ともなります。

よって、施術の評価は「治療院単位」ではなく「施術者単位」で行い、施術者の労働を正当に評価する仕組みへの見直しが急務であります。

現行の各種ガイドラインにつきましては、その策定過程において一部の業界団体関係者のみ参加し、十分に現場の施術者や患者の声が反映されていないとの懸念がございます。そのため、現場の実態やニーズに則さない方向性が打ち出され、結果として国民に必要な施術が十分に保障されない恐れがあります。

また、根拠の妥当性や透明性が十分に確保されないまま結論ありきで進められることは、制度への信頼を損ない、ひいては国民の健康保持にも悪影響を及ぼしかねません。

よって、ガイドラインの策定にあたっては、治療院経営者や現場の施術者、患者代表を含めたより多くの幅広い関係者が参画し、臨床実態に基づいた透明性の高いプロセスが確立されることを強く求めるものであります。

結果として、現行のままでは、患者が必要な施術を受けられず、健康悪化や医療・介護費の増大を招く可能性があります。国民の健康を守るために、訪問治療事業が持続可能な業態となるよう適切な制度整備が図られれば、患者の生活の質(QOL)の向上、薬剤使用の適正化、医療費・介護費の抑制が期待され、さらに地域包括ケアの推進にも大きく寄与するものと考えます。

【要望及び質問内容】

・現行の療養費算定において、同一建物内で複数の施術者が施術を行った場合、その算定が「施術者単位」ではなく「施術所単位」で施術人数に基づき換算されております。この仕組みにより、実際に一人ひとりの施術者が行った施術労働が正当に評価されず、施術単価が引き下げられる結果となっております。

実際の現場においては、給与が固定給の施術者もいれば、完全歩合制の業務委託施術者

も存在します。特に後者の場合、療養費がそのまま収入となるため、現行の低単価水準では訪問施術を請け負えない事例が発生しています。その結果、介護老人施設などで施術を必要としている入所者への施術が滞る事態が実際に生じております。

このような算定方法は、施術者を一人の労働者として認め、その労働の対価を適切に評価すべきという労働法及び社会保障制度の趣旨に反するものであります。さらに、施術者の待遇低下は人材確保を困難にし、結果として施設における安定的かつ質の高い施術提供を阻害しかねません。これは、施術を必要とする高齢者や障害を持つ入所者が十分な施術を受けられないという不利益にも直結いたします。

よって、同一建物内施術の療養費算定については、「施術所単位」ではなく「施術者単位」で行うよう制度を見直し、施術者の労働を正當に評価するとともに、国民が必要な施術を安定的に受けられる体制の確立を強く求めます。

・現在、物価や人件費の高騰が続く中、他の民間事業であれば料金改定による価格転嫁が可能ですが、療養費については厚生労働省が定めるため、施術所側の判断で価格を調整することはできません。その結果、施術者の待遇改善や事業の安定的な運営が困難となり、訪問治療事業全体の持続可能性が脅かされております。

適切な制度整備を行い、社会情勢の変化に応じた施術料金の見直しがなされることで、施術者の労働環境が改善され、国民が安心して必要な施術を受け続けられる体制が確保されるものと考えます。

・療養費請求において、医師の診察日と同意日の間隔が空いていることを理由に返戻となる事例が見受けられます。実際には、患者の診察予約の都合や、病院における診察が3か月に1度といった運用のため、診察日から同意日まで2か月以上空いてしまうケースが存在します。

しかしながら、現行制度上、同意書の有効期間は6か月とされており、その期間内に再同意を得ることを前提としている以上、診察日と同意日との間隔が2か月程度空いたとしても、制度の趣旨に照らして問題はないと考えられます。

にもかかわらず返戻処理が行われることは、患者に必要な施術の継続を妨げ、施術者や医療機関に過度な事務的負担を強いる結果となっております。

よって、厚生労働省におかれましては、保険者に対し、診察日と同意日の間隔が6か月以内である限り返戻の対象としないよう適正な指導を行っていただきたく、ここに強く要望申し上げます。

・療養費に係る同意書について、現場では医師に依頼しても「このようなものは記載の必要がない」と拒否される事例が生じております。しかしながら、同意書の裏面に記載されているとおり、来院した患者から同意書発行の依頼があった場合には、診察のうえ同意書を交付することが定められております。

こうした誤解や不徹底により、患者が必要な施術を受けられず、療養費請求が滞るなど、患者・施術者双方に不利益が及んでおります。

よって、厚生労働省におかれましては、医師に対して制度の趣旨と同意書発行の必要性を明確に周知徹底し、適切な対応が図られるよう改善を促す指導をお願い申し上げます。

・先般、施術所の登録申請に際し、「〇〇治療院(鍼灸マッサージ)」「〇〇治療院～鍼灸マッサージ～」といった名称は認められず、「鍼灸マッサージ〇〇治療院」であれば可とされる、という対応が保健所において行われる事例がございました。担当者の説明によれば、厚生労働省のガイドライン変更に基づくとのことでしたが、その解釈には妥当性を欠き、現場に混乱を招いております。

このような対応は、施術所名称の本質的な適否とは関係のない形式的な判断であり、制度の趣旨からも逸脱していると考えられます。その結果、施術者が不必要な手続き上の制約を受け、開設準備に支障が生じることは、国民に必要な施術提供を妨げる要因ともなりかねません。

よって、厚生労働省におかれましては、保健所等の現場に対して正しい運用基準を周知徹底するとともに、名称に関する問い合わせがあった際には適正かつ統一的な回答がなされるよう情報発信を行っていただきたく要望申し上げます。

以上